

平成 27 年 4 月 1 日施行（規程第 59 号）

令和 3 年 4 月 1 日一部改正

令和 3 年 12 月 1 日一部改正

令和 5 年 10 月 1 日一部改正

令和 6 年 4 月 1 日一部改正

令和 6 年 8 月 1 日一部改正

令和 7 年 4 月 1 日一部改正

特別養護老人ホームみやざわ苑（空床利用型）（介護予防）事業所運営規程

（事業の目的）

第 1 条 社会福祉法人刈谷田福祉会が開設する特別養護老人ホームみやざわ苑（空床利用型）事業所（以下「事業所」という。）が行う指定（介護予防）短期入所生活介護（空床利用型）の事業（以下「事業」という。）は、居宅において要介護状態又は要支援 2 状態にある高齢者に対し、適切な短期入所生活介護を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第 2 条 事業所の事業の従業者（以下「職員」という。）は、要介護状態又は要支援 2 状態の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上のお世話及び機能訓練を行うことにより、ご利用者の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村・地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3 事業所は、ご利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるものとする。

（事業所の名称及び所在地）

第 3 条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

（1）名 称 特別養護老人ホームみやざわ苑（空床利用型）事業所

（2）所在地 長岡市栃尾宮沢 1778 番地

（ご利用者の定員）

第 4 条 事業の利用定員は、29 名とする。（介護給付サービス含む）

（稼働日）

第 5 条 事業所のご利用可能な日は毎日とする。休日についてはこれを設けない。

(職員の職種、員数及び職務内容)

第6条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名 (特養と兼務)

管理者は、理事長の命を受け、事業所の業務を統括し、職員を指導監督する。

(2) 医師 1名以上 (特養と兼務)

ご利用者の健康管理及び療養上の指導を行うとともに、事業の衛生管理等の指導を行う。

(3) 生活相談員 1名以上 (特養と兼務)

ご利用者及びご家族の必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう事業内のサービスの調整、他の介護保険事業その他の保険医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との連携を行う。

(4) 介護職員及び看護職員 (特養と兼務 ご利用者の数が3又はその端数を増すごとに1名以上)

①看護職員 1名以上 (特養及び併設のグループホームと兼務)

ご利用者の診療の補助及びご利用者の保健衛生を行う。

②介護職員 10名以上 (特養と兼務)

日中については、ユニットごとに常時1名以上の介護職員を、夜間及び深夜については2ユニットごとに常時1名以上の介護職員等を介護に従事させるものとする。また、ユニットごとに常勤のユニットリーダーを配置することとする。

ご利用者の介護、自律的な日常生活を営むために支援等の業務を行う。

(5) 介護支援専門員 1名以上 (特養と兼務)

適切な事業サービスが、ご利用者に提供されるよう事業サービス計画の作成、計画の実施状況評価及びご利用者の要介護認定申請や調査に関することを行う。

(6) 機能訓練指導員 1名以上 (特養と兼務)

ご利用者が、心身の状況等に応じて日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。

(7) 栄養士又は管理栄養士 1名以上 (特養と兼務)

栄養ケア・マネジメント計画の作成、栄養管理関係書類の整備及び給食委託業者との調整を行う。

2 前項に定める他、事業の運営上必要な職員を置くものとする。

(設備及び備品)

第7条 事業所の設備及び備品は下記のとおりとする。

(1) ご利用者の居室は全室個室とする。ベッド・洗面を備品として備える。

(2) 共同生活室は、当該ユニットのご利用者及びご家族、地域の人達が交流し、共同で日常生活を営むための場所としてふさわしい形状を有する。

- (3) 調理室の火気を使用する部分は不燃材料を用いる。
- (4) 事業所は医務室として、ご利用者の診療・健康管理等のため、医療法に規定する診療所を設ける。ご利用者を診療するために必要な医薬品及び医療器具を備える。
- (5) 浴室は、3ユニット共用とし、ご利用者が使用し易いよう一般浴槽の他に個浴及び特殊浴槽を設ける。(特殊浴槽については、グループホームと共用とする。)
- (6) 便所設備は、各ユニットに3か所ずつ設ける。
- (7) 事務室には、机・椅子や書類等保管庫など必要な備品を備える。
- (8) 事業所は、設備としてその他には、洗濯室・汚物処理室・介護材料室・相談室・スタッフルーム・エレベーター・避難用階段などを設ける。

(事業の内容)

第8条 事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 送迎
- (2) 日常生活のお世話
- (3) 機能訓練
- (4) その他必要な相談・助言・余暇活動等

(利用料)

第9条 事業者が法定代理受領サービスに該当する指定（介護予防）短期入所生活介護サービスを提供した場合の利用料の額は、介護保険法による介護報酬の告示上の額とする。

2 事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定（介護予防）短期入所生活介護サービスを提供した場合には、その利用者から利用料の一部として、指定（介護予防）短期入所生活介護サービスに係わる居宅介護（予防）サービス費用基準額から事業者を支払われる居宅介護（予防）サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとする。

(その他の費用)

第10条 事業者は利用料の支払いを受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払いを利用者から受けることが出来る。

- (1) 滞在費 2,066 円（1日あたり）介護保険負担限度額の認定を受けている利用者の場合、その認定証に記載された金額を1日あたりの料金とする。
- (2) 食費 **朝食 460 円、昼食 800 円、夕食 640 円、1日あたり 1,900 円とする。**
ただし、介護保険負担限度額の認定を受けている利用者の場合、朝食 400 円、昼食 550 円、夕食 495 円とし、1日（3食）の合計額とその認定証に記載された金額を比較してより低い金額を1日あたりの料金とする。
- (3) 理美容代 （実費）
- (4) 家電用品を持ち込み使用した場合（1日 100 円）

なお、電気毛布等を持ち込み使用した場合は、1日 50 円を別に支払いを受けるもの

とする。

(5) その他 実費負担とする

- 2 事業者は、前項各号に掲げる費用の額に係わるサービスの提供にあたっては、あらかじめ利用者又はそのご家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得ることとする。なお、やむを得ない事情等により当該内容及び費用の変更がある場合には、あらかじめ利用者又はそのご家族に対し説明を行い、利用者の同意を得ることとする。
- 3 事業者は、第1項各号に掲げる費用の支払いを受けた場合は、当該サービスの内容と費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付することとする。

(通常の事業の実施地域)

第11条 事業所の通常の事業の実施地域は、次のとおりとする。
長岡市栃尾圏域とする。

(緊急時等における対応方法)

第12条 事業所の職員は、ご利用者の病状の急変その他緊急事態が生じた時は、事業所のマニュアルを参考に、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(秘密保持)

- 第13条 事業所の職員は、正当な理由なく、業務上知り得たご利用者又はそのご家族の秘密保持を厳守する。
- 2 事業所は、事業の職員であった者が、正当な理由なく、業務上知り得たご利用者又はそのご家族の秘密を保持させるため、その旨を雇用契約内容に明記する。
 - 3 事業所は、居宅介護支援事業者等に対して、ご利用者に関する情報を提供する場合は、あらかじめ文書によりご利用者の同意を得ることとする。

(苦情の処理)

第14条 事業所は、提供した事業サービスに関するご利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、マニュアルに沿いながらご利用者又はそのご家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講じることとする。

(事故発生時の対応)

- 第15条 事業所は、ご利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村・ご利用者のご家族等に連絡するとともに、必要な処置を講じる。
- 2 事業所は、ご利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、

速やかに賠償をすることとする。

(非常災害対策)

第16条 事業所は、消防法令に基づき、防火管理者を選任し、消火器、火災報知機、火災通報など、災害・非常時に備えて必要な設備を設けるものとする。

2 事業所は、消防法に基づき、防災計画をたて、職員及びご利用者が参加する避難訓練を原則年2回実施、そのうち年1回以上は消火、通報、避難の総合訓練を実施するものとする。

3 事業所は、2に掲げる訓練のほか、洪水または土砂災害に係る避難訓練を年1回以上実施するものとする。

4 2及び3の訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるように連携に努めるものとする。

5 事業所は、災害が発生した場合であっても、ご利用者に必要なサービスが安定的・継続的に提供できるよう業務継続計画を策定し、年2回以上の研修及び年2回以上の研修及び訓練の実施のほか必要な措置を講じるものとする。

6 事業所における介護サービス提供中に天災その他の災害が発生した場合、職員はご利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連絡方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。

(身体的拘束等について)

第17条 当施設では、身体的拘束等を行わない。しかしご利用者または他のご利用者などの生命または身体を保護するためには、緊急やむを得ない場合にはこれを行う場合があるが、以下の手順に沿うものとする。

(1) 身体的拘束等の必要性があると判断されたとき、「三原則を満たしているか」管理者、生活相談員、看護職員、介護支援専門員、介護職員等多職種でカンファレンスを行う。説明は、管理者または生活相談員、介護支援専門員が行う。

(2) 「三原則を満たす」と判断された場合、ご利用者及びそのご家族に対し、拘束の内容、目的、拘束時間（時間帯）期間等をできる限り詳細に説明し、同意を得る。説明は管理者が行う。

(3) 身体的拘束等を行う場合でも、それに該当するかどうかを常に観察、再検討し、該当しなくなった場合、直ちに解除する。（この場合、実際に身体拘束を一時的に解除し、状態観察をする。）

(4) 身体的拘束等を行う場合、その状態及び時間、その際のご利用者の心身の状態、緊急やむを得なかった理由を記録する。

(5) 日々の心身の状態等の観察、拘束の必要性や方法に関する再検討を行うごとに、その記録を行動記録に加えるとともに、その情報を開示し、関係者全体、ご家族等の間で情報の共有を行う。

2 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次の措置を講じるものとする。

- (1) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備するものとする。
- (2) 施設は身体的拘束等の適正化を図るための対策を検討する委員会(テレビ電話等の活用をして行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の職員に周知徹底を図るものとする。
- (3) 介護職員その他の職員に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を年2回実施するものとする。

(虐待等の禁止)

第18条 従業者はご利用者に対し、以下のような身体的苦痛を与え、人格を辱める等を行ってはならない。

- (1) 殴る、蹴る等直接ご利用者の身体に侵害を加える行為。
- (2) 廊下に出したり、小部屋に閉じ込める等をして叱ること。
- (3) 強引に引きずるなどして連れて行く行為。
- (4) 食事を与えないこと。
- (5) ご利用者の年齢健康状態から見て必要と考えられる睡眠時間を与えないこと。
- (6) 乱暴な言葉遣いやご利用者をけなす言葉を使って、心理的苦痛を与えること。
- (7) 施設を退居させる旨脅かす等言葉による精神的苦痛を与えること。
- (8) 性的な嫌がらせをすること。
- (9) 当該ご利用者を無視すること。

2 事業所は、虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話等の活用をして行うことができるものとする)を3か月に1回以上開催するとともに、その結果について介護職員その他の職員に周知徹底すること。

- (1) 虐待の防止のための指針を整備すること。
- (2) 介護職員その他の職員に対し、虐待の防止のための研修を年に2回以上実施すること。
- (3) 2項に挙げる措置を適切に実施するため、専任の担当者を置くこと。

3 事業所は、虐待等が発生した場合、速やかに市町村へ通報し、市町村が行う虐待等に対する調査等に協力するように努めるものとする。

(感染症の対応)

第19条 事業所は当該事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないように委員会の開催、指針の整備、研修及び訓練の実施のほか必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、感染症が発生した場合であっても、ご利用者に必要なサービスが安定的・継続的に提供できるよう業務継続計画を策定し、年2回以上の研修及び年2回以上の訓練の実施のほか必要な措置を講じるものとする。

(ハラスメント対策)

第20条 事業所は、「男女雇用機会均等法」等におけるハラスメント対策に関する事業所の責務を踏まえつつ、セクシャルハラスメント、パワーハラスメント等職場のハラスメントの防止及び排除に係る必要な措置を講じなければならない。

2 事業所は、職員に対するご利用者等によるカスタマーハラスメント等のハラスメントの防止及び排除に係る必要な措置を講じなければならない。

(記録の整備)

第21条 事業所は、職員・設備及び会計に関する諸記録を整備して置く。

2 事業所は、ご利用者に対する事業サービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

(暴力団等の排除)

第22条 事業所は、事業の運営について「新潟県暴力団排除条例」の基本理念にのっとり、暴力団又は暴力団員等による不当な行為を防止及びこれにより生じた不当な影響を排除しなければならない。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第23条 事業所を利用する者は、事業所内において政治活動、宗教活動を行ってはならない。

2 事業所を利用する者は、事業所に危険物を持ち込んで서는ならない。

3 ご利用者の所持金その他貴重品は自己管理を原則とするが、管理しがたい場合については、管理者に申し出て保管を依頼することができる。

(その他の事項)

第24条 事業所は、ご利用者に対して適切な事業サービスを提供できるよう、職員の勤務体制を定める。

2 事業所は、職員の資質の向上を図るため、随時研修の機会を設ける。

3 事業所は、その運営にあたって、地域住民との交流を深めることとする。

4 事業所は、全ての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類するものを除く）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

(協議)

第25条 この規程に定める事項のほか、運営管理に関する重要事項は社会福祉法人刈谷田福祉会と、事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。(平成 27 年 3 月 26 日議決)

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。(令和 3 年 3 月 22 日議決)

附 則

この規程は、令和 3 年 12 月 1 日から施行する。(令和 3 年 11 月 25 日議決)

附 則

この規程は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。(令和 5 年 9 月 22 日議決)

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。(令和 6 年 3 月 22 日議決)

附 則

この規程は、令和 6 年 8 月 1 日から施行する。(令和 6 年 7 月 26 日議決)

附 則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。(令和 7 年 3 月 25 日議決)